

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年11月1日に船員保険被保険者資格を喪失した旨の届出及び22年6月30日に同資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことは認められないことから、A株式会社（現在は、株式会社B）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和21年11月1日）及び資格取得日（昭和22年6月30日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、150円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年11月1日から22年6月30日まで
私は、昭和21年3月27日に入社し、54年7月17日に定年退職するまでの期間においてA株式会社に継続して勤務していた。

入社と同時に船員保険被保険者の資格を取得していないことについては理解しているが、申立期間の前後を通してA株式会社が所有するC丸に乗り込んでいたのに、申立期間の船員保険の被保険者期間が欠落していることに納得できない。

申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳及び株式会社Bから提出された人事記録カードなどから判断すると、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A株式会社が作成した申立人に係る船員保険被保険者台帳によると、申立人は昭和21年8月1日に船員保険被保険者の資格を取得した後、54年7月18日に資格を喪失するまでの期間において継続して当該事業所に係る船員保険の被保険者であるとともに、21年11月1日は資格喪失日

ではなく等級変更日として記載されていることが確認できる上、22年6月30日に資格を取得した旨の記載は確認できない。

さらに、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）には、資格喪失欄に「21.11.1」、資格取得欄に「22.6.30」と記載されている一方、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失欄及び備考欄の両方に「21.11.1」の記載があるとともに、標準報酬等級欄の等級が4等級から5等級に変更されていることが確認できるところ、複数の同僚の備考欄にも等級変更日として「21.11.1」の記載があり、標準報酬等級欄の等級が変更されていることが確認できるところ、オンライン記録において、当該同僚の船員保険の被保険者期間は継続していることが確認できることなどから判断すると、申立人の船員保険被保険者の資格喪失日（昭和21年11月1日）に係る記録は、事務処理の誤りによって等級変更日を資格喪失日として船員保険被保険者台帳に記録されたことがうかがえる。

加えて、複数の同僚に係る記載内容から判断すると、書換え後と推認される、前述とは別のA株式会社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人に係る船員保険の被保険者記録は等級変更（昭和22年12月1日）の記録から始まっており、当該被保険者名簿及び前述の被保険者名簿のいずれにおいても申立人が昭和22年6月30日に船員保険被保険者資格を取得したことを確認できる記載は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が、昭和21年11月1日に船員保険被保険者資格を喪失した旨の届出及び22年6月30日に同資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行っていないことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る船員保険被保険者名簿及び当該事業所が作成した船員保険被保険者台帳の昭和21年11月の記録から、150円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び④に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者Aにおける資格取得日に係る記録を昭和28年3月21日、船舶所有者Bにおける資格取得日に係る記録を32年7月17日にそれぞれ訂正し、申立期間①に係る標準報酬月額を4,000円、申立期間④に係る標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、各事業主が、申立人に係る申立期間①及び④の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間⑤に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者Cにおける資格取得日に係る記録を昭和33年9月30日、資格喪失日に係る記録を同年11月1日とし、申立期間⑤に係る標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間⑤の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年3月21日から同年4月25日まで
② 昭和29年7月23日から30年7月20日まで
③ 昭和30年10月10日から32年2月10日まで
④ 昭和32年7月17日から同年11月15日まで
⑤ 昭和33年9月30日から同年11月1日まで

申立期間①及び②について、私は、昭和28年3月20日にD学校を卒業したので、その翌日から私の兄であるAが所有するE丸に乗り込み、30年7月20日に当該船舶が沈没するまでの期間において、継続して乗船していたが、船員保険の被保険者記録は28年4月25日から29年7月23日までの期間とされている。

また、申立期間③については、昭和 30 年 10 月 10 日から、私の兄である A が所有する F 丸に乗り込み、32 年*月*日に当該船舶が沈没するまでの期間において乗船していたが、船員保険の被保険者期間として記録されていない。

さらに、申立期間④については、昭和 32 年 7 月 17 日から B 所有の G 丸に乗り込んだが、船員保険被保険者資格の取得日は同年 11 月 15 日と記録されている。

加えて、申立期間⑤については、H 海運局 I 支局内にあった公共職業安定所の紹介で J 丸（船舶所有者不明）に乗り込み、K 港から L 港までの航路に係る一航海で下船したが、船員保険の被保険者期間として記録されていない。

船員手帳は所持していないが、私が昭和 34 年ごろ又は 35 年ごろに記入した乗船期間に係るメモを所有しているので、すべての申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、申立人が所持している乗船期間を記録したメモの記載内容から、D 学校を卒業した昭和 28 年 3 月 20 日の翌日から A 所有の E 丸に乗り込んだと申し立てしているところ、D 学校は、「申立人が当中学校を卒業したのは昭和 28 年 3 月 20 日である。」と回答していること、並びに申立人は同船舶への乗船経緯及び同船舶における業務内容を鮮明かつ具体的に記憶していることなどから判断すると、申立人が申立期間①について同船舶に乗り込んでいたことが認められる。

また、A 所有の E 丸に係る船員保険被保険者名簿から、船員保険の被保険者記録が確認できるのは、申立人、船舶所有者である申立人の兄及び申立人の兄の配偶者の 3 人であるところ、申立人以外の二人は既に死亡しているため供述を得ることができないが、当該二人は同船舶が船員保険の適用船舶となった昭和 28 年 3 月 4 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間①について、事業主により船員保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の昭和 28 年 4 月の船舶所有者 A に係る船員保険被保険者名簿の記録から、4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、船舶所有者は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを

得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間④について、申立人は、申立人が所持している乗船期間を記録したメモの記載内容から、B所有のG丸に乗り込んでいたと申し立てているところ、申立人が記憶している同僚は同船舶に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間④当時、被保険者記録が確認できること、並びに申立人は同船舶への乗船経緯及び同船舶の業務内容を鮮明及び具体的に記憶していることなどから判断すると、申立人が申立期間④について同船舶に乗り込んでいたことが認められる。

また、前述の被保険者名簿から、申立期間④当時、被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「船員保険には乗船と同時に乗組員全員が加入していた。」と供述している。

さらに、申立人及び複数の同僚の供述から判断すると、申立期間④当時、B所有のG丸には約7人の船員が勤務していたことが推認できるところ、同船舶に係る船員保険被保険者名簿から確認できる当時の被保険者数は7人であり、船員数と被保険者数がおおむね一致していることから判断すると、同船舶では、当時ほぼすべての船員について船員保険に加入させる取扱いとしていたことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間④について、事業主により船員保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人の昭和32年11月の船舶所有者Bに係る船員保険被保険者名簿の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、船舶所有者は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間⑤について、申立人は、申立人が所持している乗船期間を記録したメモの記載内容から、J丸（船舶所有者不明）に乗り込んだと申し立てているところ、申立期間⑤当時の「日本船名録」（財団法人日本

海事協会発行)及び同僚の供述などから、J丸の船舶所有者がCであることが確認でき、適用船舶所有者名簿において、J丸は申立期間⑤当時、船員保険の適用船舶であったことが確認できる。

また、申立人は、K港からL港までの航路に係る一航海で下船したと申し立てているところ、船舶所有者Cに係る船員保険被保険者名簿から、申立期間⑤当時、被保険者記録が確認できる同僚は、「私は、申立人が乗り込んだとするJ丸のK港からL港までの航路に係る一航海に乗船する予定であったが、汽車に乗り遅れて乗船することができなかつたので、その一航海があったことを鮮明に記憶している。」と供述していること、並びに申立人は同船舶への乗船経緯及び同船舶の業務内容を鮮明かつ具体的に記憶していることから判断すると、申立人が申立期間⑤について同船舶に乗り込んでいたことが認められる。

さらに、前述の被保険者名簿から、申立期間⑤当時、被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「船員保険には乗船と同時に乗組員全員が加入していた。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿から確認できる船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日は、当該同僚が所持する船員手帳における雇入れ及び雇止めの記録と符合していることが確認できる。

加えて、申立人及び複数の同僚の供述から判断すると、申立期間⑤当時、船舶所有者C所有の船舶には約14人の船員が勤務していたことが推認できるところ、同事業所に係る船員保険被保険者名簿から確認できる当時の被保険者数は14人であり、船員数と被保険者数がおおむね一致していることから判断すると、同事業所では、当時ほぼすべての船員について船員保険に加入させていた状況が推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間⑤について、事業主により船員保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間⑤の標準報酬月額については、同僚の昭和33年9月の船舶所有者Cに係る船員保険被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間⑤に係る船員保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、船舶所有者は既に死亡しており確認することはできないが、船舶所有者C所有のJ丸に係る船員保険被保険者名簿において被保険者記号番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、申立人に係る被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、

その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 9 月及び同年 10 月に係る船員保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 一方、申立期間②について、申立人は、申立人が所持している乗船期間を記録したメモの記載内容から、申立人が A 所有の E 丸に係る船員保険被保険者資格を喪失したと記録されている昭和 29 年 7 月 23 日から同船舶が沈没する 30 年 7 月 20 日までの期間についても継続して乗船していたと申し立てている。

しかし、M 地方海難審判庁の裁決記録から、A 所有の E 丸が沈没したのは、昭和 29 年 * 月 * 日であることが確認できる上、適用船舶所有者名簿から、同船舶は同日に船員保険の適用船舶ではなくなっていることが確認できる。

また、船舶所有者 A は既に死亡しており、申立人の船員保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立期間②において船員保険に加入し、船舶所有者から船員保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間③について、申立人が所持している乗船期間を記録したメモの記載内容から、A 所有の F 丸に乗り込んだと申し立てているところ、申立人の弟が申立期間③と一緒に同船舶に乗り込んだ旨供述していること、並びに申立人は同船舶への乗船経緯及び同船舶の業務内容を鮮明かつ具体的に記憶していることなどから判断すると、申立人が申立期間③について同船舶に乗り込んでいたことが認められる。

しかし、適用船舶所有者名簿から、A 所有の F 丸は船員保険の適用船舶であったことを確認することができない。

また、船舶所有者 A は既に死亡しており、申立人の船員保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立期間③において船員保険に加入し、船舶所有者から船員保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者Aにおける資格取得日に係る記録を昭和41年4月9日、資格喪失日に係る記録を同年8月1日、船舶所有者Bにおける資格取得日に係る記録を同年8月20日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日にそれぞれ訂正し、申立期間②及び③に係る標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、各事業主は、申立人に係る申立期間②及び③の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から同年8月まで
② 昭和41年4月9日から同年8月1日まで
③ 昭和41年8月20日から同年10月1日まで
④ 昭和50年7月から同年8月まで

申立期間①について、私は、中学校を卒業後、私の知人の紹介でC市のD株式会社に同郷の同僚とともに勤務した。

また、申立期間②については、昭和41年にE株式会社が募集していた業務に応募して、同郷の同僚とともにF市に行き、採用された翌日から私はA所有のG丸に、同僚はB所有のH丸に乗り込んでI港及びJ港において砂利採取、運搬業務に従事した。私がG丸に乗り込んだ時期から約1か月後に、私の兄もG丸に乗り込んできたので、私の兄とはG丸で約3か月間において一緒に勤務した後、私は同年の盆の時期前に下船した。

さらに、申立期間③については、G丸を下船して盆の時期に帰省した後、盆の時期過ぎから同郷の同僚と入れ替わる形でB所有のH丸に乗り込み、約1か月間において勤務した。

加えて、申立期間④については、船舶所有者は不明だが、K湾でL丸に乗り込み、砂利運搬の業務に従事し、ゴミの投棄なども行った記

憶がある。

申立期間①については、厚生年金保険の被保険者期間として認め、申立期間②、③及び④については、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、船舶所有者の子及び複数の同僚は、申立人が申立期間②においてA所有のG丸に乗り込んでいたと供述している上、申立人は乗組員の氏名や出身地など乗船していなければ知り得ない事情を記憶していることなどから判断すると、申立人が申立期間②についてA所有のG丸へ乗り込み、勤務していたことが認められる。

また、船舶所有者は既に死亡しているものの、船舶所有者の子は、「船員保険の手続は私の父が行っていた。父からは、父と私以外の乗組員は、乗船と同時に船員保険に加入させていたと聞いている。」と供述している。

さらに、申立人及び船舶所有者の子の供述から判断すると、申立期間②当時、A所有のG丸には、船舶所有者及び船舶所有者の子を除き約4人の船員が勤務していたことが推認できるところ、同船舶に係る船員保険被保険者名簿から確認できる当時の被保険者数は3人であり、船員数と被保険者数がおおむね一致していることから判断すると、同船舶では、当時、船舶所有者及び船舶所有者の子を除き、ほぼすべての船員について船員保険に加入させる取扱いとしていたことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間②について、事業主により船員保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、同僚の船舶所有者Aに係る昭和41年4月の船員保険被保険者名簿の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、船舶所有者は既に死亡しており確認することはできないが、船舶所有者A所有のG丸に係る船員保険被保険者名簿において被保険者記号番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い上、申立人に係る被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年4月から同年7月までの期間に係る船員保険料について納入の告知を行っておらず、事

業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③について、複数の同僚は、申立人が申立期間③においてB所有のH丸に乗り込んでいたと供述している上、申立人は、同船舶への乗船経緯を具体的に記憶していることから判断すると、申立人が申立期間③についてB所有のH丸に乗り込んでいたことが認められる。

また、B所有のH丸に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間③当時、被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「私の乗船期間と船員保険の被保険者記録は一致しており、H丸では船員保険には乗船と同時に乗組員全員が加入していた。」と供述している。

さらに、前述の被保険者名簿から被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立期間③当時、B所有のH丸には約5人の船員が勤務していたことが推認できるところ、同船舶に係る船員保険被保険者名簿から確認できる当時の被保険者数は4人であり、船員数と被保険者数がおおむね一致していることから判断すると、同船舶では、当時ほぼすべての船員について船員保険に加入させる取扱いとしていたことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間③について、事業主により船員保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、同僚の船舶所有者Bに係る昭和41年8月の船員保険被保険者名簿の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、船舶所有者は既に死亡しており確認することはできないが、B所有のH丸に係る船員保険被保険者名簿において被保険者記号番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、申立人に係る被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年8月及び同年9月に係る船員保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間①について、申立人は、申立人の知人の紹介でC市のD株式会社において、同郷のM氏とともに勤務したと申し立てている。

しかし、D株式会社の事業主の子及び複数の同僚は、「申立人を記憶していない。」と供述しており、申立人が、申立期間①において同社に

勤務していたことを確認することができない。

また、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が同社において一緒に勤務したとする同僚の氏名を確認することもできない。

さらに、適用事業所原簿によると、D株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び具体的な供述が得られない。

加えて、申立人は、申立期間①のうち、昭和38年5月13日から同年8月20日までの期間において、別の事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における申立事業所での勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 申立期間④について、申立人は、L丸に乗り込んでいたと申し立てているところ、申立期間④当時の「日本船名録」（財団法人日本海事協会発行）及び同僚の供述などから、L丸の船舶所有者がN氏であることが確認でき、適用船舶所有者名簿において、L丸は申立期間④当時、船員保険の適用船舶であったことが確認できる。

しかし、当時、L丸に乗り込んだとする複数の同僚は、「L丸は、O株式会社がチャーターしていた船舶であり、当該船舶がK湾で砂利運搬等の業務を行っていたのは昭和40年代のことである。」と供述しているところ、当該複数の同僚は、O株式会社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間④における被保険者記録が確認できない一方、昭和40年代における被保険者記録が確認できる。

また、O株式会社に係る船員保険被保険者名簿から、被保険者記録が確認できるL丸の船長は、「申立人を記憶している。L丸はK湾でゴミの投棄などを行ったこともあるが、当該業務に従事していたのは昭和50年よりも前のことである。」と供述しており、申立人がL丸に乗り込み、勤務していたとする申立期間④とは時期が異なる。

さらに、国民年金被保険者台帳において、申立人は、申立期間④に国民年金に加入し、国民年金保険料の全額申請免除期間と記録されていることについて、申立人から、「申請免除期間中は船舶には乗り込んでいない。」との供述が得られたことから判断すると、申立人が申立期間④

において申立船舶に乗り込んでいたことを推認することはできない。

このほか、申立期間④において船員保険に加入し、船舶所有者から船員保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から44年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から44年11月まで

私は、国民年金の任意加入ができることを知り、老後のことを考えて、昭和40年5月にA市役所B支所で国民年金の任意加入の手続きをし、同年5月から44年11月までの保険料を納付したが、年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の年金記録が無いとの回答を得た。

当時、A市役所B支所は同市C町にあり、木造の古い建物で、真中に通路があり、左側の一番奥で手続きをした。

長女を妊娠していた時期だったこと、及び赤い服を着て同支所に加入手続きに行ったことを鮮明に記憶している。

保険料を納付した場所や納付金額などの記憶は定かで無く、領収書等も所持していないが、申立期間の保険料を納付していることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「老後のことを考えて、昭和40年5月にA市役所B支所で国民年金に任意加入の手続きをした。」と供述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から44年12月にA市で払い出されたと推認できる上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない。

また、申立人は、長女を妊娠していた時期だったこと、及び赤い服を着てA市役所B支所に国民年金の加入手続きに行ったことを鮮明に記憶しているとしているが、加入手続きに関する具体的な状況、申立期間に係る国民年金保険

料の納付場所及び納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧^{あいまい}である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月 5 日から同年 10 月 5 日まで
② 昭和 49 年 10 月 5 日から 50 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A学校に臨時的任用職員として、申立期間②については、B学校に臨時的任用職員として勤務したが、両申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

給与支給明細書等は所持していないが、両申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するC県教育委員会の人事異動通知書及び同委員会が発行する履歴証明書により、申立人は、申立期間①については、A学校に臨時的任用職員として、申立期間②については、B学校に臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる。

しかし、C県は、「臨時的任用職員の厚生年金保険加入手続は各教育事務所が行っており、A学校及びB学校については、D教育事務所が管轄であった。関係書類は保存年限を経過しているため保存されておらず、当時の各教育事務所の厚生年金保険料控除の取り扱い等の詳細については不明である。」としている上、両申立期間当時、A学校及びB学校には申立人と同様の採用区分である臨時的任用職員が勤務していなかったため、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除等に係る資料及び供述を得ることができない。

また、C県は、「当時、各教育事務所における任用期間が2か月と1日を超える臨時的任用職員の厚生年金保険への加入については、本人の希望に任せており、対象者全員を加入させるようになったのは、昭和60年代に

入ってからである。」と供述しており、C県から提出された両申立期間当時にD教育事務所管内の学校において臨時的任用職員であった者の名簿から、勤務期間が2か月以内である者を除く27人について同教育事務所に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、記録が確認できた3人を除く24人については被保険者記録が確認できないことから判断すると、当時、同教育事務所においては、臨時的任用職員について、必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、D教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月から同年5月まで
② 昭和29年6月から30年6月まで
③ 昭和61年5月から同年11月まで

申立期間①について、A社B支店とC社の共同事業による工事において、現場の見回り業務に従事しており、給与はA社から受け取っていた。

申立期間②について、D事業所が実施した災害復旧工事に従事しており、給与は同事業所の出張所の職員から受け取っていた。

申立期間③について、公共職業安定所の紹介で、E市にあるF社G店にH職として勤務し、給与はF社本社から送付されていた。事業主はI氏と記憶しているが、同僚の氏名については覚えていない。

すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社B支店に勤務し、工事現場の見回り業務に従事していたとしているが、適用事業所名簿により、A社B支店は厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない上、申立人が名前を挙げている同僚についても連絡先等が特定できないことから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認できない。

また、申立人は、A社B支店と類似した名称の事業所に勤務していたことも考えられることから、J県及びK市において「A社」という事業所名を適用事業所名簿により抽出したところ、6事業所が確認できたが、

いずれの事業所も申立期間①後に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、適用事業所名簿において、昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっている株式会社 L は、「申立人は当社の職員として確認できない。」と供述しており、株式会社 L 及び同事業所 M 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時、申立人の名前は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

加えて、工事を請け負った下請け事業所について、N 社、O 株式会社、K 市 P 支所、Q 商工会議所に照会したが、いずれも当時の資料等が保存されていないため不明であると回答しており、申立人が勤務した事業所、勤務期間、厚生年金保険の加入状況等について確認できる資料及び供述を得られない。

- 2 申立期間②について、申立人及び申立人が後任者として名前を挙げている同僚の供述から判断すると、当時、R 町において災害復旧工事を実施していた事業所は、S 事業所であることが確認できる。

また、S 事業所に係る健康保険被保険者名簿により、健康保険の被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した 10 人に照会したところ、8 人から回答があり、このうち二人が申立人を知っていると回答していることから判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないものの、S 事業所が実施した災害復旧工事に従事していたと推認できる。

しかしながら、S 事業所に係る健康保険被保険者名簿により、同事務所は、昭和 28 年 12 月 1 日から 30 年 1 月 15 日までの期間において健康保険の適用事業所となっているが、厚生年金保険の適用がされていない事業所であることが確認できるところ、オンライン記録により、当該被保険者名簿において健康保険の被保険者記録が確認できる者の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、全員について、同事務所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人が後任者として名前を挙げている同僚は、「当時、S 事業所の T 事務所には、U 職等がいて、私は、U 職として現場の見回り等の業務に従事していたが、健康保険及び厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しているところ、オンライン記録から、当該同僚について S 事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できないことなどから判断すると、当時、S 事業所は、厚生年金保険の適用がされていない事業所であり、健康保険についても必ずしも従業員全員を加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、V 事務所は「S 事業所に係る関連資料等は保存されていないため、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の

申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認できない。

- 3 申立期間③について、申立人は、E市にあるF社G店にH職として勤務していたとしているところ、適用事業所名簿において、F社に係る厚生年金保険の適用は同社本社である株式会社Wで行っていることが確認できる。

また、株式会社Wから提出された申立人が採用面接の際に提出したとする履歴書（昭和61年4月5日付け）、及び面接状況の報告書（昭和61年4月8日付け）から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人は、株式会社Wが経営するF社G店に勤務していたと推認できる。

しかしながら、株式会社Wは、「申立期間③当時の人事記録及び賃金台帳等の関連資料を既に廃棄しており、申立人の勤務期間、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除状況等については不明である。」と供述している上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人は申立期間③当時の同僚の名前を覚えていないことから、申立人の申立期間③における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認できない。

また、株式会社Wに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③当時、申立人の名前は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

なお、申立人が、株式会社Wが経営するF社G店の採用面接の際に提出した履歴書によると、申立人が申立期間①及び②において、各事業所に勤務していたことをうかがえる記載は見当たらない。

- 4 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年7月20日から19年5月まで

私は、申立期間において、A市でB株式会社（現在は、株式会社C）が所有する汽船D丸（総トン数13.88トン、乗組員4人）に乗り組み、港と船舶間の通船業務に従事していたので、当該期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び同僚の供述から判断すると、申立人、申立期間においてB株式会社が所有する汽船D丸に乗り組んでいたことが推認できる。

しかし、船舶所有者名簿において、「B」が確認できるところ、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の名前は見当たらず、申立人が一緒に乗り組んでいたとして名前を挙げている同僚二人についても船員保険の被保険者記録が確認できない上、適用船舶名の中に「D丸」は見当たらない。

また、前述の同僚の一人は「D丸は平水区域を航行する小さな連絡船だったので、船員法の適用が無かった。」と述べ、もう一人も「D丸は約14トンで平水区域を航行する船舶だった。」と述べているところ、昭和15年3月1日施行の船員保険法において「船員法第1条ニ規定スル帝国臣民タル船員ニシテ本法施行地に船籍港ヲ定ムル船舶ニ乗組ムモノハ船員保険ノ被保険者トス」と規定されており、昭和22年9月1日改正前の船員法第1条によると、船舶法第20条に規定する船舶（総トン数20トン未満）又は平水区域を航行する船舶に乗り組む海員は船員に含まれないと規定されていることから判断すると、申立人は、申立期間において船員保険法に適用される船員ではなかったことがうかがえる。

さらに、株式会社Cは、「当社の記録にD丸という船舶は無い。申立人が勤務していたことを確認できない。」と回答しており、申立人に係る船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、適用事業所名簿において、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同社のE県に所在した事業所においては昭和19年6月1日、同社のF県に所在した事業所においては21年11月1日であり、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月11日から26年4月1日まで
私は、昭和24年4月1日から26年4月1日までの期間において、A基地（B渉外労務管理事務所）で運転手として勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が24年6月11日と記録されているので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B渉外労務管理事務所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和24年6月11日以降の期間についても、継続して申立事業所に勤務していたと申し立てている。

しかし、B渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚から、申立人が申立期間について同渉外労務管理事務所勤務していたことを推認できる供述を得ることはできない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、B渉外労務管理事務所の被保険者資格喪失原因が「解雇」と記載されており、申立人は、「米軍が撤収した際に、A基地内の従業員が大量に解雇され、私を含めて同僚の運転手も順次解雇となった。」と述べているところ、前述の被保険者名簿から、被保険者記録が確認でき、旧台帳において同渉外労務管理事務所の資格喪失原因が「解雇」と記載されている複数の同僚は、「昭和24年ごろ、米軍がA基地から撤収するのに伴い、同基地内で勤務する従業員は大量に解雇された。」と供述している。

さらに、C県発行のC県史に、「進駐軍労務者の数は昭和23年8月ごろまでの時期は1万人を数えたこともあったが、24年ごろになると著し

く減少した。」との記述があるところ、前述の被保険者名簿から、B 渉外労務管理事務所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 24 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得した 1,005 人のうち、申立人及び前述の同僚を含む 971 人が同年 11 月ごろまでの時期に被保険者資格を喪失しており、同年中に被保険者数が著しく減少したことが確認できる。

加えて、申立期間において、前述の被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年ごろから35年ごろまで

私は、昭和34年秋から35年春ごろまでの期間について、A株式会社所有のB丸に乗り込み、同船舶の僚船であるA株式会社所有のC丸とともにD海に出漁していた。B丸の船長はE氏であり、ほかにF氏やG氏が乗り込んでいたと思う。

また、私と同姓同名の船員が、同時期にC丸に乗り込んでいたので、私の船員保険の被保険者記録が誤って記録されている可能性もあるのではないかと思う。

船員手帳は所持していないが、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA株式会社所有のB丸に乗り込み、同船舶の僚船である同社所有のC丸とともにD海に出漁していたと申し立てている。

しかし、申立人が記憶している同僚の供述から判断すると、申立人がA株式会社所有のB丸に乗り込んでいたことはいかたがえるものの、申立人は船員手帳を所持していないことから、申立人が申立船舶に雇入れされていた時期を特定できない上、同社に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間当時、被保険者記録が確認でき、同社所有のB丸及びC丸に乗り込み、D海に出漁したとする複数の同僚から、申立人が申立船舶に乗り込んでいた期間を特定できる供述を得ることはできない。

また、A株式会社は既に解散しており、事業主等の所在も不明であるため、申立人が申立期間において申立船舶に乗り込んでいたことが確認できる関連資料や供述を得ることもできない。

さらに、前述の複数の同僚の供述から名前が挙げられた申立期間当時のA株式会社所有のB丸の船長は、申立人が記憶している船長と相違している。

加えて、申立人は同社所有のC丸に申立人と同姓同名の船員が乗船していたと記憶しているが、前述の被保険者名簿に申立人以外に申立人と同姓同名の被保険者は確認できない上、同被保険者名簿から申立期間当時の被保険者記録が確認でき、C丸に乗り込んでいたとする複数の同僚から、申立期間当時、申立人と同姓同名の船員が同船船舶に乗り込んでいたとの供述を得ることもできない。

また、申立期間における前述の被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、被保険者証記号番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。